

北海道動物愛護管理の推進に関する団体登録要領

(趣旨)

第1条 人と動物が共生できる社会づくりの実現に向け、北海道（以下「道」という。）は、道内で動物愛護管理の推進に関する活動を行う団体と連携・協働し実施する取組の推進を目的に、団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項については、この要領の定めるところとする。

(連携・協働する取組)

第2条 道と登録団体は、次の各号に掲げるいずれかの取組について、連携・協働し活動する。

- (1) 保護・収容した犬猫の健康管理（不妊・去勢に関することを含む。）やしつけ、譲渡等に関すること
- (2) 動物愛護やペットの適正飼育等に関する普及啓発に関すること
- (3) 地域におけるペット等に起因する問題等への対応に関すること

(登録の要件)

第3条 登録に必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 共通事項
 - ア 団体には代表者及び副代表者を置くこと。この場合において、副代表者はその代表者に不測の事態等が生じ、活動が困難になった場合等にその代行を行える者であること。
 - イ 代表者及び副代表者は、成人であること。
 - ウ 電子メール及び電話による連絡が可能であること。
- (2) 保護・収容した犬猫の健康管理（不妊・去勢に関することを含む。）、しつけ、譲渡等に関すること
 - ア 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく飼養施設の基準に準じた施設や人員の確保が可能なこと。
 - イ 犬猫の健康管理（不妊・去勢に関することを含む。）について習熟していること。
 - ウ その他活動を行う上で必要な知識、技術及び経験を有していること
- (3) 動物愛護やペットの適正飼育等に関する普及啓発に関すること
 - ア 道内で活動できること
 - イ インターネットやチラシ、ポスター、イベント開催等により上記に関する普及啓発ができること。

(登録・手続き)

第4条 登録を受けようとする団体は、次に掲げる書類を添えて、様式第1号により、北海道環境生活部自然環境局自然環境課動物愛護管理センター（以下「センター」という。）に申請しなければならない。

- (1) 法人
 - ① 登記事項証明書（原本）
 - ② 規約
 - ③ 当該年度の予算書及び前年度の決算書

- ④ 代表者、副代表者及び団体構成員の名簿（様式第1号別紙）
- ⑤ 第3条（2）の要件に適合することを証する書類（飼養施設の平面図や関係する資格の証明書等）

（2）法人以外の団体

- ① （1）の①から③に相当する事項を記載した書類
- ② 代表者、副代表者及び団体構成員の名簿（様式第1号別紙）
- ③ 第3条（2）の要件に適合することを証する書類（飼養施設の平面図や関係する資格の証明書等）

第5条 センターは、前条の登録申請があった場合は、速やかに審査を行い、次の各号にあげる事項を登録する。

- （1）団体名
- （2）代表者名及び副代表者名
- （3）事務所の所在地（複数ある場合は、主たる事務所の所在地）、連絡先に関する事項
- （4）道と連携・協働する取組の内容

（登録の事項の変更等）

第6条 登録団体は、前条各号で規定する事項に変更があったとき又は活動を止めるときは、様式第2号により速やかにセンターに届け出なければならない。この場合において、登録事項に変更があるときは、必要な書類を添付しなければならない。

なお、センターは届出を受けるにあたり、必要な書類を求めることができる。

（登録団体名の公表）

第7条 センターは、登録した団体名についてホームページにおいて公表する。

（登録の期間及び更新）

第8条 登録の期間は、センターが登録を決定した日が属する年度の3月31日までとし、登録の継続を希望する者は、期限の3カ月前から1カ月前までに様式第3号により更新の申請を行う。更新の審査、登録及び公表については、第5条及び第7条の規定を準用する。

（遵守事項）

第9条 登録団体は、その活動に際し、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）道が行う動物の愛護及び管理に関する施策を理解及び協力すること。
- （2）動物の愛護及び管理に関する法律、その他の動物の愛護及び管理に関する法令等を理解し、遵守すること。
- （3）団体構成員及び活動協力者に、暴力団員又は暴力団に利益を供与する等の関係を有する者がいないこと。
- （4）活動において知り得た個人情報及び行政機関が有する非公表の情報を外部に漏らさないこと。
- （5）活動に際しては、道の動物愛護管理事業に誤解を招く又は支障を来す行為は行わないこと。

- (6) 他の登録団体や譲り受け希望者及び職員等に対し、人権を尊重し、お互いを思いやる気持ちで常識ある行動をとること。
- (7) 活動に際しては、自身及び動物の事故や怪我の防止に留意すること。
- (8) 活動の内容及び会計の収支を文書に記載し、適切に保管すること。
- (9) 譲り渡しに際しては、以下に掲げる事項を遵守すること
 - ア 代表者及び副代表者は、団体構成員及び活動協力者の飼養施設における動物飼養状況を把握し、適切に管理すること。
 - イ 道から譲り受けた動物の搬送及びその後の飼養管理に当たっては、動物の習性、生理等を正しく理解し、適切に行うこと。また、人への危害及び逸走の防止に努めるとともに、近隣の生活環境をみだすことのないよう留意すること。
 - ウ 狂犬病予防法に基づき、道から犬の譲り受けた日（生後 90 日以内の犬については生後 91 日になった日）から 30 日以内に狂犬病予防注射及び登録を実施すること（登録及び予防注射が未実施の犬に限る。）。)
 - エ 道から譲り受けた日から 1 か月以内又は生後約 6 か月を経過するまでに不妊・去勢手術を行うこと（ただし、手術未実施の犬猫に限る。）。なお、病気、高齢等の理由から獣医師の判断で手術の実施が不可能な場合はこの限りでないが、体調回復等により当該動物が手術実施可能となった場合は速やかに手術を受けさせること。
 - オ 新たな飼い主に譲り渡す場合は、譲り渡しに係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面により必要な情報等を提供しなければならない。
 - カ 道から譲り受けた動物を他の譲渡活動を行う団体等へ再譲渡しないこと。
 - ただし、離乳前の猫が、譲り渡されないまま成猫になってしまった場合等、譲り渡し後の動物の状態変化等により、他の登録団体の施設で飼養、譲渡する方が当該動物の譲渡促進の観点から望ましいと判断される場合であって、双方が同意した場合はこの限りでない。この場合、その旨を速やかにセンター又は各（総合）振興局保健環境部環境生活課（以下「環境生活課」という。）に報告すること。
 - キ 道から譲り受けた動物を、みだりに使役活動に使わないこと。
 - ク 災害、事故、病気等不測の事態が生じた場合に備え、保護している動物の飼養管理に影響を及ぼさないような体制を事前に構築しておくこと。
 - ケ その他、道から譲り受けた動物に係る問題が生じた場合は、原則として自己の責任において解決するとともに、必要に応じてセンター又は環境生活課の指示に従うこと。

(登録の取消)

第10条 センターは、次に掲げる理由により、登録の取消を行うことができる。

- (1) 登録に際して、書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 第3条に定める登録の要件に該当しなくなった場合
- (3) 第9条に定める遵守事項を著しく違反した場合
- (4) 第11条に定める報告及び調査への協力を拒否した場合
- (5) 重大な法令違反または登録団体としてふさわしくない非行があった場合
- (6) 2年間以上継続して活動実績がなかった場合
- (7) その他、センターが必要と認めた場合

(活動の調査)

第11条 センター及び環境生活課は、登録団体に活動の報告を求め、又は飼養施設等の調査をすることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項についてはセンターが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は令和5年(2023年)5月18日から施行する。